

事務事業評価表（補助金等）

評価対象年度	平成 29 年度
1次評価日（主幹等）	30年3月30日
2次評価日（課長等）	30年3月30日

1 事業名	市たばこ税増収対策補助金		事務事業コード	163209
2 担当部課	部等	総務部	課等	税務課
	担当者	笠原 康弘		
3 事業概要	目的体系	基本目標	総合計画の推進に向けて	
		政策	総合計画の推進に向けて	施策 将来を見据えた行政経営の推進
		事務事業	市たばこ税増収対策補助金	
		予算科目	市民税収納事務	業務委託 なし（直営）
		実施義務	あり（義務的・標準的事業）	国県補助 なし
	根拠法令等	なし		

●事業の内容（D0）

4 補助等の内容		* 補助金、負担金、交付金の具体的な内容	
① 性質	補助金	② 期間	年度 ~ 年度
補助金の種別	その他事業補助	③ 対象	その他
④ 制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内たばこの販売促進 ・未成年者の喫煙の防止 ・清掃活動等の喫煙環境の整備 		
⑤ 積算方法	事業費（事務費、会議費除く）の2分の1		
⑥ 期待される効果（最終的な意図）	<p>健康意識の社会的な高まりから、たばこの販売本数は、減少しているところである。コンビニでのたばこ販売が広がっていることもあり、岡谷市たばこ小売人組合の組合員の減少が数年来続いている。また、たばこ業界においては、紙巻たばこの税率引き上げや、加熱式たばこの普及など大きな変化が生じているところであるが、当組合は、たばこの適正な販売や喫煙環境の整備、未成年者への喫煙防止などの事業を継続して行っており、その効果が一定程度認められるものとする。今後についても、当組合の活動について、補助をしていくことが必要なものとする。</p>		

5 補助等の実績

区分	27年度	28年度	29年度	30年度(予算)
① 件数（件）				
予算件数	1	1	1	1
実際の支出件数	1	1	1	
執行率	100.0%	100.0%	100.0%	
② 金額（円）				
予算額	94,000	88,000	82,000	82,000
財源内訳				
一般財源	94,000	88,000	82,000	82,000
特定財源				
* 特定財源（負担割合）の説明				
実際の支出金額	94,000	88,000	82,000	
予算執行率	100.0%	100.0%	100.0%	
支出額の前年度比		93.6%	93.2%	

③ 29年度の交付先

岡谷市たばこ小売人組合

●事業の評価 (CHECK)

6 妥当性評価		* 妥当性=行政がこの事業を行う必要性はあるか。		妥当性 (1次判定)	
評価項目		はい	いいえ		
①	現時点で、税金を投入して積極的に関与すべき重要な分野である。	1		5 3	
②	補助等の効果は広く市民に還元され、特定団体の既得権益にはなっていない。		0		
③	全ての対象者に交付している。		0		
④	補助等の基準を明確に定め、市民に周知している。	1			
⑤	社会情勢の変化や市民ニーズを把握し、補助等の内容に反映している。	1			
⑥~⑩は、補助金の対象が特定の団体に限定される場合に回答		妥当性 (2次判定)		標準	
⑥	補助対象団体では構成員に会費負担を求めており、自主財源を確保している。	1		5 7	
⑦	補助対象団体の会計において、市の補助額を上回る繰越額は生じていない。	1			
⑧	補助対象団体の事務局は独立しており、市は事務的な支援を行っていない。	1			
⑨	補助対象団体の事業実績、決算状況を把握している。	1			
⑩	補助対象団体が補助金を目的どおり使用したか、用途を検証している。		0		

7 有効性評価		* 有効性=成果指標 (項目7/住民の満足度) が向上しているか。		有効性		標準	
評価項目		はい	いいえ				
①	この補助金等が属する施策において、この補助金等の優先度が高い。	1					
②	補助等の目的が未達成で、今後も継続することで成果が向上する余地がある。		0				
③	他の方法と比べて、現金を直接給付する方法が最も効果的で低コストである。	1					
④	補助団体等において、市が補助等を行った目的が達成された。	1					
⑤	この事業の利用者が増加した。	補助・交付件数	前年度比	100.0%	1		

●改善の内容 (ACTION)

8 具体的な課題と改善	
課題	(補助等の制度を有効に活用する上で、現在課題になっていること)
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を交付することが、たばこ税の増収に直接結びついているかという部分については、継続した課題であると考え。 (大勢において健康志向の高まりから、喫煙人口の減少していることから、たばこ税収の減収傾向については止むを得ない。喫煙環境の整備や喫煙者へのマナー啓発、未成年者への喫煙防止活動など、間接的にたばこの販売の適正化、イメージアップなどに影響をあたえていると考えている) ・組合員の高齢化による廃業、コンビニや大型店などの販売の拡大による組合に加入しない市内の小規模たばこ販売店の減少は、直接たばこ税収入の減少につながってしまう。
改善方法	より市内でたばこを購入する販売促進のため、啓蒙ライターの配布や、小売店でのステッカー貼付を推進する。
改善開始時期	平成31年4月

●次年度の計画 (PLAN)

9 次年度の方針	継続して実施
----------	--------